

神戸市腸管出血性大腸菌感染症等予防対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼保連携型認定こども園及び民間保育所(以下「認定こども園等」という。)において、腸管出血性大腸菌による食中毒等の発生を未然に防ぎ、衛生管理の充実を図るため、腸管出血性大腸菌感染症等予防対策事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 認定こども園等における食中毒等防止のための設備の整備及び備品等の購入を対象事業とする。

(補助)

第3条 市長は、認定こども園等に対し、事業の円滑な実施のため、別に定めるところにより、補助を行うものとする。

(細則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、主管局長が定めるものとする。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。